後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者証（保険証）の更新と保険料の算定・納め方のお知らせ

保険証の更新について

後期高齢者医療制度の保険証の有効期限は、毎年7月31日までとなっていることから、**7月下旬までに新しい保険証を簡易書留で郵送します。**

有効期限を過ぎた古い保険証は、切り刻む等して各家庭の責任で処分してください。

なお、後期高齢者医療制度の保険料に未納がありますと、今回お送りする新しい保険証の有効期限が短くなる場合がありますので、保険料の納め忘れにはご注意ください。

医療機関での医療費の自己負担割合

医療機関での医療費について、後期高齢者医療制度の加入者自身が負担する割合（自己負担割合）は「1割」または「3割」となります。

この自己負担割合は、前年の所得を元に判定され、8月1日から1年間の自己負担割合が決定します。

今回お送りする保険証には、新たに判定された自己負担割合が表示されています。

なお、自己負担割合の判定は原則として年1回行いますが、世帯構成に変更があった場合等は、再度判定を行います。再判定によって自己負担割合が変わった場合は、変更後の保険証を郵送します。

①住民税課税所得に基づく世帯ごとの自己負担割合の判定

同一世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員について、それぞれの住民税課税所得が145万円未満の場合は、その世帯内のすべての被保険者が「1割」となり、どなたか一人でも145万円以上の方がいるときは、その世帯内のすべての被保険者が「3割」になります。

②収入による判定

①の住民税課税所得による判定で3割負担と判定された場合でも、次のいずれかの要件を満たす場合は、**役場国保年金課に申請をすることにより**、1割負担となります。

対象となる方には通知をお送りしますので、詳細についてはそちらをご確認ください。

- 同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、被保険者本人の収入が383万円未満
- 同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、被保険者の収入の合計が520万円未満
- 同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、なおかつ同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者でない70歳以上の方がいて、当該該当者の収入の合計が520万円未満

※住民税課税所得とは、前年の所得から、基礎控除・扶養控除・社会保険料控除等の諸控除を差し引いた金額をいいます。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

同一世帯の方全員が住民税非課税の場合、役場国保年金課に申請をすることにより「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。この認定証を入院する際に医療機関の窓口で提示すると、医療費の一カ月の自己負担限度額と入院時の食事代が減額されます。

申請をした月の初日から適用され、8月にすべての認定証が更新となります。現在認定証を所有され、8月以降も引き続き要件を満たす方には、新しい認定証を保険証と一緒に郵送します（手続不要）。また、新たに要件を満たす方には郵送等にて通知をお送りしますので、ご確認ください。

保険料の算定

個人ごとに算定される後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者がひとしく負担する「均等割」と、所得に応じて計算される「所得割」の合計となります。

保険料率等は茨城県内一律で2年ごとに見直しが行われます。平成26・27年度の保険料率等は、前2年度からの据え置きとなりました。

▼均等割　定額3万9500円

▼所得割　総所得金額等から基礎控除の33万円を引いた額に所得割率を掛けた額

◇**所得割率**　8・00％

▼賦課限度額（年額）　57万円（どんなに所得が高い方でも、保険料の上限は年額57万円となります）

※総所得金額等とは、「年金収入－公的年金控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等で各種所得控除前の額および退職所得以外の分離課税所得（譲渡所得等）の特別控除後の額です。

保険料の軽減措置

▼所得にかかる軽減措置（均等割）

同一世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主（後期高齢者医療制度の被保険者でない場合でも対象）の総所得金額等の合計額が、次の基準額を超えない場合、均等割が軽減されます。

- 33万円以下でなおかつ、同一世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員がそれぞれ年金収入80万円以下であって、その他の所得がない場合　9割軽減
- 33万円以下　8・5割軽減
- 33万円＋（24万5千円×被保険者数）以下　5割軽減
- 33万円＋（45万円×被保険者数）以下　2割軽減

※65歳以上の方の公的年金所得については、「公的年金の収入額」－「公的年金控除」－「15万円」を差し引いて軽減措置の判定をします。（遺族年金や障害年金は収入には含まれません）

▼所得にかかる軽減措置（所得割）

所得割が算出される方で、総所得金額等から基礎控除（33万円）を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

▼会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者であった方への軽減

被用者保険の被扶養者として保険料を負担していなかった方の保険料は、所得割がかからず均等割のみとなり、この均等割も9割が軽減されます。このことにより、**年間の保険料は3900円となります。**

◇**対象となる方**　後期高齢者医療制度の資格取得日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方

※国民健康保険または国民健康保険組合の加入者であった方は、該当しません。

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方には、年金からの天引きによる特別徴収と、納付書や口座振替等により本人が直接納めていただく普通徴収があります。原則として特別徴収となりますが、次のいずれかに該当する方は普通徴収となります。

- 後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方、または受給している年金が年額18万円未満の方
- 年度途中で「後期高齢者医療制度に加入した方」、「他市町村から転入された方」
- 保険料の額が変更になった方

※複数の年金を受給している場合で判定の対象となる年金は、介護保険料が天引きされている年金となります。

▼特別徴収の納期　4・6・8・10・12・2月の偶数月となります。月ごとに支給される年金から保険料が天引きされ「その年の10・12月、翌年の2・4・6・8月」の保険料が8月上旬に通知されます。

▼普通徴収の納期　7・8・9・10・11・12・1・2月の年8回です。納付書は原則年1回、7月中旬に送付します。

保険料の納付相談について

災害や失業等の事情により、保険料の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

また、特別徴収の対象者でも、申出により口座振替による普通徴収で納付いただくことが可能です。口座振替をする預貯金通帳、金融機関の届出印、保険証をご用意のうえ、役場国保年金課までお申出ください。

▼保険料の滞納を続けていると…

災害等の特別な事情がないのにもかかわらず、保険料を滞納し続けたり、納付相談にも応じない方には、有効期間の短い保険証が交付されます。

◇**問合せ**

◎保険料の改定・算定について
茨城県後期高齢者医療広域連合事業管理課☎029－309－1213

◎保険料の納付について
役場国保年金課☎885－0340内線116